

## 労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	対象年度	令和4年度
指定管理者名	株式会社沖縄ダイケン		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項	指定管理者による確認結果																								
1 労働条件の明示  労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。  労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																				
1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																									
2 就業規則  就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。  常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)	常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																							
		作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																				
1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																									
3 所定休日  所定休日をどのように定めていますか。  休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません。(法第35条)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">週休2日制</td> <td style="padding: 2px;">週休1日制</td> <td style="padding: 2px;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">完全(毎週)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">月3回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">隔週</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">月1~2回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">週1日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4週4日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4週3日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制	その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制	その他																				
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																			
1	2	3	4	5	6	7																			
	(7については、改善が必要です)																								

確認事項	指定管理者による確認結果																			
<b>4 年次有給休暇</b> 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。	<table border="1" data-bbox="732 181 1414 368"> <tr> <td data-bbox="732 181 970 256">法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td data-bbox="970 181 1208 256">年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td data-bbox="1208 181 1414 256">年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="811 294 890 368"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="970 294 1049 368">2</td><td data-bbox="1208 294 1287 368">3</td></tr> </table>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3	(2、3については改善が必要です)												
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																		
<input checked="" type="radio"/> 1	2	3																		
年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)				<p>※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）</p> <table border="1" data-bbox="732 518 1446 601"> <tr> <td data-bbox="732 518 811 552">勤続年数</td><td data-bbox="811 518 890 552">0.5</td><td data-bbox="890 518 970 552">1.5</td><td data-bbox="970 518 1049 552">2.5</td><td data-bbox="1049 518 1129 552">3.5</td><td data-bbox="1129 518 1208 552">4.5</td><td data-bbox="1208 518 1287 552">5.5</td><td data-bbox="1287 518 1367 552">6.5以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="732 552 811 601">付与日数</td><td data-bbox="811 552 890 601">10</td><td data-bbox="890 552 970 601">11</td><td data-bbox="970 552 1049 601">12</td><td data-bbox="1049 552 1129 601">14</td><td data-bbox="1129 552 1208 601">16</td><td data-bbox="1208 552 1287 601">18</td><td data-bbox="1287 552 1367 601">20</td></tr> </table> <p>※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。</p>	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上													
付与日数	10	11	12	14	16	18	20													
<b>5 健康診断</b> 定期健康診断を実施していますか。	<table border="1" data-bbox="732 698 1414 884"> <tr> <td data-bbox="732 698 970 772">毎年1回以上定期的に行っている</td><td data-bbox="970 698 1208 772">年によって行ったり行わなかったり一定しない</td><td data-bbox="1208 698 1414 772">行ったことがない</td></tr> <tr> <td data-bbox="811 772 890 884"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="970 772 1049 884">2</td><td data-bbox="1208 772 1287 884">3</td></tr> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3	(2、3については、改善が必要です)												
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																		
<input checked="" type="radio"/> 1	2	3																		
<b>6 最低賃金</b> 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。  なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当	<table border="1" data-bbox="732 983 1446 1118"> <tr> <td data-bbox="732 983 970 1017">支払っている</td><td data-bbox="970 983 1208 1017">支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="811 1017 890 1118"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="970 1017 1287 1118">2</td></tr> </table>	支払っている	支払っていない	<input checked="" type="radio"/> 1	2	(2については、改善が必要です。)														
支払っている	支払っていない																			
<input checked="" type="radio"/> 1	2																			
<p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p> $\frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}}{\text{地域別最低賃金 (時間額)}} \geq 1$ <p>(A) (B)</p> <p>(日給制、週給制、月給制の場合)</p> $\frac{\text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq \text{地域別最低賃金 (時間額)}$ <p>(A) (B)</p>																				

確認事項	指定管理者による確認結果																						
<b>7 割増賃金</b> 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。	<b>時間外労働・深夜労働について</b> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="732 181 954 249">2割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="954 181 1176 249">2割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1176 181 1414 249">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="822 282 886 327" style="text-align: center;">1</td><td data-bbox="1076 282 1108 327" style="text-align: center;">2</td><td data-bbox="1298 282 1330 327" style="text-align: center;">3</td></tr> </table>			2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3														
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					
	(2、3については改善が必要です。)																						
法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)  ※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。	<b>休日労働について</b> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="732 473 954 541">3割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="954 473 1176 541">3割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1176 473 1414 541">休日労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="822 574 886 619" style="text-align: center;">1</td><td data-bbox="1076 574 1108 619" style="text-align: center;">2</td><td data-bbox="1298 574 1330 619" style="text-align: center;">3</td></tr> </table>			3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3														
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					
	(2、3については改善が必要です。)																						
<b>8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入</b> 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="732 736 859 770" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2" data-bbox="890 736 1049 770">雇用保険</th><th colspan="2" data-bbox="1081 736 1240 770">健康保険</th><th colspan="2" data-bbox="1256 736 1414 770">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th data-bbox="890 781 954 815">加入数</th><th data-bbox="954 781 1017 815">未加入数</th><th data-bbox="1081 781 1144 815">加入数</th><th data-bbox="1144 781 1208 815">未加入数</th><th data-bbox="1256 781 1319 815">加入数</th><th data-bbox="1319 781 1383 815">未加入数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="732 848 859 882">18</td><td data-bbox="890 848 954 882">13</td><td data-bbox="954 848 1017 882">5</td><td data-bbox="1081 848 1144 882">13</td><td data-bbox="1144 848 1208 882">5</td><td data-bbox="1256 848 1319 882">16</td><td data-bbox="1319 848 1383 882">2</td></tr> </tbody> </table>			従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	18	13	5	13	5	16	2
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																		
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																	
18	13	5	13	5	16	2																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="732 950 859 983">保険の名称</th><th colspan="2" data-bbox="1033 950 1256 983">未加入者がいる理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="732 1017 859 1051">雇用保険</td><td colspan="2" data-bbox="890 1017 1430 1051">1週間の所定労働時間が20時間未満の理由で非加入</td></tr> <tr> <td data-bbox="732 1084 859 1118">健康保険</td><td colspan="2" data-bbox="890 1084 1430 1118">月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入</td></tr> <tr> <td data-bbox="732 1197 859 1230">厚生年金保険</td><td colspan="2" data-bbox="890 1197 1430 1230">月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入</td></tr> </tbody> </table>			保険の名称	未加入者がいる理由		雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間未満の理由で非加入		健康保険	月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入		厚生年金保険	月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入									
保険の名称	未加入者がいる理由																						
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間未満の理由で非加入																						
健康保険	月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入																						
厚生年金保険	月8.8万未満(通勤手当除く)の理由で非加入																						